

公 告

令和6年度写真地図データファイル等及びその二次利用権利の購入について、下記のとおり一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

令和6年4月25日

高知県知事 濱田 省司

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称：令和6年度写真地図データファイル等及びその二次利用権利
- (2) 納 入 期 限：令和7年1月31日
- (3) 納 入 場 所：高知県林業振興・環境部 森づくり推進課
- (4) 物品等の内容：別紙「令和6年度写真地図データファイル等及びその二次利用権利の購入仕様書」に記載のとおりとする。

2. 入札参加申請書の交付及び提出に係る事項

- (1) 交 付 期 間：この公告の日から令和6年5月13日（月）（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）に規定する休日を除く。）
午後5時15分まで
- (2) 交 付 場 所：〒780-0850
高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎4階
高知県林業振興・環境部 森づくり推進課
計画・森林経営管理推進担当
- (3) 交 付 方 法：直接受取、送付又は高知県ホームページ「入札情報」からダウンロードできます。
- (4) 提 出 部 数：1部
- (5) 提 出 場 所：(2) の場所
- (6) 提 出 期 限：令和6年5月13日（月）午後5時15分まで
- (7) 提 出 方 法：直接持参又は郵送（必ず書留）すること
（郵送の場合は、提出期限日必着とします。）

3. 競争入札に参加する者の必要な資格要件に関する事項

申請書を提出できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 高知県の競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）に登録されている者（公告時点では登録されていないが、競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等）への早期登録により、入札日までに名簿への登録がなされた者を含む）。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (3) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成 23 年 3 月高知県訓令第 1 号）第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (4) 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

4. 契約条項を示す場所

2 の（2）の場所に同じ

5. 入札に関する事項

- (1) 日 時：令和 6 年 5 月 17 日（金）13 時 30 分から
- (2) 場 所：高知県庁西庁舎 1 階会議室（高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号）
- (3) 入札方法等：ア 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、仕様書、設計書その他入札毎に定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
イ 入札者は、指定の日時及び場所に赴き、入札に参加しなければならない。
ウ 代理人による入札のときは、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることはできない。
エ 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間帯に入札しない者は、入札を辞退したものとして取り扱う。
オ 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

*落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札保証金：見積もる契約金額（入札書に記載する金額にその10%に相当する金額を上乗せした金額）の100分の5以上（円未満切上げ）の金額を納めなければならない。この入札保証金には利息を付さない。

ただし、高知県契約規則第10条に該当する場合は免除できる。

*当日までに指定の口座への振込みを済ませてください。

- (5) 落札者決定：県が定めた予定価格以下の最低価格の入札者を落札者とする。

ただし、同価格の入札者が2者以上ある場合は、くじによって定める。

- (6) 無効入札：高知県契約規則第21条に該当するものは無効とする。

- (7) 最低制限価格：設定しない。

- (8) 契約保証金：落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額（円未満切上げ）を収めなければならない。

ただし、高知県契約規則第40条の規定により免除された場合又は規則41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提出した場合は、この限りでない。

- (9) 契約書の要否：作成を要する。

- (10) 契約の締結：落札の日から10日以内。

- (11) その他入札に必要な事項：別添「物品購入等一般競争入札心得」に基づく。

6. 再度入札に関する事項

再度入札は2回（当初含めて3回）とする。

7. 問い合わせについて

方 法：電話、ファックス又はメール

問い合わせ先：森づくり推進課 計画・森林経営管理推進担当

TEL 088-821-4574 FAX 088-821-4576

E-mail：030201@ken.pref.kochi.lg.jp